

# 創業セミナー受講生募集!!



## 開業に必要な実践ノウハウを教えます!!

日程：平成 27 年

9月13日(日)・9月26日(土)・9月27日(日)「全4回」

場所：和泉市コミュニティセンター（和泉市府中町 2-7-5）

講師：中小企業診断士 中辻一浩 氏

対象：創業予定者及び創業後 5 年未満の方

定員：20 名 [先着順]

費用：無料

回数	日程	時間	場所	主な内容
第 1 回	9月13日(日)	10:00～12:00	1階 中集会室	成功に導くビジネスプランってどんなもの？
第 2 回	9月26日(土)	10:00～12:00		資金計画で一番大切なことって？ 創業支援制度（日本政策金融公庫・市）
第 3 回	9月27日(日)	10:00～12:00		あなたの事業を発展させる人材とは？
第 4 回		13:00～15:00		マーケティングの基礎知識 ～これだけは知っておきたい！～

### 【和泉市創業支援事業計画】

平成 26 年 1 月 20 日に施行された産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、和泉市が創業支援事業者（和泉商工会議所）と連携して策定する「創業支援事業計画」が平成 26 年 10 月、国より認定を受けました。この認定により、創業支援事業計画に基づく創業支援セミナー（和泉商工会議所が実施）を受講された創業者の方は登録免許税の軽減措置や金融面でのサポートが拡充されます。

### 創業支援セミナーを受講された創業者の方（和泉市が発行する証明書が必要）への支援

- 【1】 株式会社を設立する際の登録免許税が半額（資本金の 0.7%→0.35% 最低税額 15 万→7.5 万円）
- 【2】 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠を拡大（1,000 万円→1,500 万円）
- 【3】 創業 2 ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例が事業開始 6 ヶ月前から利用の対象となります。

### <特定創業支援事業を受けたことによる市補助制度>

上記セミナーを受講し、和泉市が発行する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明により、市の補助制度を受けることができます。

①市内商店街における空き店舗を活用した場合、月額家賃の 1/2 以内（10 万円限度）で最長 6 箇月間補助

②市内の空き店舗を活用した場合、改装及び改修に係る経費の 1/2 以内（30 万円限度）補助

申込方法：以下の参加申込書にご記入のうえ、FAX にてお申込みください。

フリガナ		年齢	歳	性別	男・女
受講者氏名					
住所	〒	業種（予定）	※なるべく詳しくご記入ください。		
参加日程	・ 第 1 回 平成 27 年 9 月 13 日（日）10 時～12 時 ・ 第 3 回 平成 27 年 9 月 27 日（日）10 時～12 時		・ 第 2 回 平成 27 年 9 月 26 日（土）10 時～12 時 ・ 第 4 回 平成 27 年 9 月 27 日（土）13 時～15 時		
既に開業されている方は、以下についてもご記入ください。					
事業所名		住所	〒	創業年月	平成 年 月

FAX

0725-53-5959

※ご記入いただきました情報は、主催者からの各種連絡・情報提供のために利用し、本セミナーの目的以外には一切使用しません。

【お問い合わせ先】和泉商工会議所 中小企業相談所 〒594-1144 和泉市テクノステージ 3 丁目 1 番 10 号

TEL : 0725-53-0320 FAX : 0725-53-5959 E-mail : info@izumicci.jp